

平成21年7月1日

社会保険庁 (電話代表) 03(5253)1111

○資料の1. 関係

運営部年金保険課適用・徴収対策室

(担当・内線) 渡辺、高鹿(3607)

(F A X) 03(3502)2368

○資料の3. 関係

総務部総務課

(担当・内線) 和田(3509)

(F A X) 03(3504)1280

総務部職員課

(担当・内線) 小野塚(3522)

(F A X) 03(3503)6889

○資料の2. 関係

運営部年金保険課

(担当・内線) 安藤、中山(3648)

(F A X) 03(3502)2368

運営部年金保険課適用・徴収対策室

(担当・内線) 渡辺(3607)

(F A X) 03(3502)2368

報道関係者 各位

標準報酬等の遡及訂正事案に対する取組み状況について

標準報酬等の遡及訂正事案に対する取組み状況について、別添のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

標準報酬等の遡及訂正事案に対する取組み状況について

平成21年7月1日
社会保険庁

- 平成19年8月、年金記録確認第三者委員会において、標準報酬の遡及訂正について「合理的な理由がない」として、初めてあっせんがなされ、その後も標準報酬等の遡及訂正について同様のあっせんが続いたことから、平成20年1月、社会保険庁として事実確認のための調査を開始した。その後、平成20年3月に、事業主が社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬の訂正等を行ったと証言している事案が明らかとなり、あっせん事案とあわせて調査を行うこととした。
- 平成20年9月には、あっせん事案16件と事業主の具体的証言のある事案1件についての調査結果を取りまとめ、その中で、事業主の具体的証言のある事案については、社会保険事務所職員が事実に反することを知っていたと考えられる旨を公表した。
- その後、標準報酬等の遡及訂正事案に対して、次のような取組みを行ってきたところ。

1. 約2万件の戸別訪問調査の実施（別添1参照）

- 不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録約6万9千件を抽出し、うち厚生年金受給者（約2万件）について、昨年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を行い、ご本人による記録確認及び必要な調査を実施。戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、本年3月末までに概ね終了。

※ 本年3月末までの戸別訪問（面談）実施件数： 19, 188件

2. 不適正な遡及訂正処理が行われたと考えられる年金記録の迅速な回復に向けた取組み

（1）社会保険事務所段階における記録訂正に係る判断基準の策定（別添2参照）

- 勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）について、以下のような判断基準を策定し、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正を行うこととした。

① 一定の資料がある場合の記録訂正（昨年12月25日通知発出）（別添3参照）

ご本人が保有されている給与明細書等や、雇用保険の記録等により、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の条件に該当する場合には、社会保険事務所段階で記録訂正を行う。

② 事業主等や社会保険事務所への調査により事実に反する処理が行われたと認められる場合の記録訂正（本年5月1日通知発出）（別添4参照）

不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として抽出された約6万9千件に該当する事案について、上記①に該当しない場合でも、事業主等や社会保険事務所への調査により、事実に反する処理が行われたと認められる場合には、社会保険事務所段階で記録訂正を行う。

(2) 約2万件の訪問調査対象者についての記録訂正の状況（別添5参照）

- 従業員であった方で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答のあった方の事案（本年3月末時点で、1,535件）のうち、
 - ・ 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの： 404件（注）
 - ・ 第三者委員会への送付が完了しているもの： 826件

（本年6月26日時点）

（注）本年4月以降に訪問調査を行った事案を1件含む。また、約2万件の訪問調査対象者以外も含めた、社会保険事務所段階における記録訂正の件数全体は、438件（本年6月26日時点）。

3. 職員の関与に関する調査の実施

- 約2万件の戸別訪問調査において職員の関与を窺わせるような具体性のある内容の回答があった事案について、本年3月19日、地方社会保険事務局長に対し指示を行い、調査を開始したところ。引き続き、その後同様の回答があった事案等を含め、当該職員、その上司、同僚等に対して、関与の有無、内容の確認等必要な調査を実施する。

平成 21 年 7 月 1 日
社会保険庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6 万 9 千件）
のうち年金受給者（約 2 万件）への戸別訪問の状況について
(平成 21 年 3 月末までの訪問実施分)

平成 20 年 9 月 9 日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」とこととされました。

これを踏まえ、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、以下の三条件の全てに該当する記録（約 6 万 9 千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約 2 万件）について、平成 20 年 10 月 16 日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を開始し、ご本人に記録確認を行って頂いてきたところであり、対象者と連絡をとることができないなど、戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、本年 3 月末までに、概ね終了したところです。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

標記については、下記の状況となっておりますので、ご報告いたします。

記

1. 戸別訪問の実施件数等

○戸別訪問対象件数 22,255 件

○戸別訪問（面談）実施件数 19,188 件
(平成 21 年 3 月 31 日まで)

- * 年金記録が事実と相違しているかどうか不明である旨の回答や、年金記録の訂正の申立てを行うかどうか未定である旨の回答が少なからずあったため、ご本人のご記憶、ご意思について、再確認（フォローアップ）を実施している。
- * 戸別訪問対象件数と戸別訪問（面談）実施件数の差である 3,067 件には、面談時期を 4 月以降として調整中のものが 484 件ある。その他は、電話、文書又は訪問により繰り返し面談を試みたが連絡を頂けなかったもの（1,115 件）、ご本人が面談を拒否されたもの（680 件）、転居先が不明のもの（438 件）、入院・施設入所中の方等であって家族等との面談も困難なもの（213 件）、ご本人が死亡し遺族との面談も困難なもの（92 件）、その他（45 件）となっている。

2. 回答状況

上記戸別訪問実施件数19,188件についての、平成21年4月19日までのフォローアップを踏まえ、整理した回答の状況は、以下のとおり（詳細については別添参照）。

○遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

・事業主	10,241 件 (53%)
・役員	3,918 件 (21%)
・従業員	4,614 件 (24%)
・不明	415 件 (2%)

○年金記録の確認状況

・事実と相違なし（注1）	6,128 件 (32%)
・事実と相違あり（注2）	10,436 件 (54%)
・不明（注3）	2,624 件 (14%)

○事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

・訂正の意思あり	4,150 件 (40%)
・訂正の意思なし	4,746 件 (45%)
・未定	1,540 件 (15%)

（注1）「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び
「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合
っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」
との回答があったもの。

（注2）「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又
は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合
っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は
「いいえ」との回答があったもの。

（注3）上記注1及び注2以外の回答があったもの。

○年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるよう な内容の回答をされた方

・うち、具体性のある内容の回答をされた方	1,335 件 (7.0%)
・うち、具体性のある内容の回答をされた方	211 件 (1.1%)

（注）「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されて
いるものをいう。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る戸別訪問の実施状況（速報値）

（平成21年3月31日までの実施分。平成21年4月19日までのフォローアップを反映。）

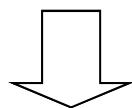
＜別紙＞

社会保険事務局名	対象者数	面談件数					遡及訂正事実確認件数										「事実と相違あり」との回答のあった方の記録訂正の意思			
		実施					事実と相違なし					事実と相違あり					不明	あり	なし	未定
		事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)				
1 北海道	728	372	136	173	5	686	135	53	69	2	259	182	68	84	1	335	92	167	147	21
2 青森	56	12	16	27	1	56	2	7	9	0	18	9	7	11	0	27	11	11	11	5
3 岩手	163	78	23	51	2	154	52	16	25	1	94	24	5	19	0	48	12	24	22	2
4 宮城	146	50	24	51	5	130	21	11	29	1	62	19	12	18	1	50	18	25	16	9
5 秋田	292	154	50	43	4	251	46	16	8	1	71	85	32	26	2	145	35	37	64	44
6 山形	36	15	11	10	0	36	5	4	5	0	14	7	1	4	0	12	10	4	7	1
7 福島	103	38	19	38	5	100	10	7	18	0	35	23	10	15	1	49	16	23	23	3
8 茨城	532	263	109	113	6	491	128	48	43	4	223	102	49	59	1	211	57	88	113	10
9 栃木	456	189	88	125	4	406	65	24	37	1	127	103	56	72	1	232	47	109	73	50
10 群馬	418	230	95	63	9	397	97	38	29	2	166	92	41	25	1	159	72	66	64	29
11 埼玉	2,207	1,000	436	482	46	1,964	291	110	91	8	500	584	279	348	21	1,232	232	478	493	261
12 千葉	1,328	600	223	334	27	1,184	163	54	92	3	312	348	154	215	13	730	142	299	322	109
13 東京	6,620	3,036	1,035	938	103	5,112	733	206	152	19	1,110	1,925	712	703	51	3,391	611	1,345	1,544	502
14 神奈川	2,116	1,004	361	412	38	1,815	261	101	110	6	478	619	231	269	16	1,135	202	490	521	124
15 新潟	164	80	23	44	5	152	25	8	19	2	54	38	13	12	2	65	33	24	33	8
16 富山	40	9	6	22	0	37	3	3	13	0	19	2	2	6	0	10	8	6	3	1
17 石川	68	28	16	20	0	64	14	9	10	0	33	4	3	6	0	13	18	5	7	1
18 福井	97	51	17	23	1	92	25	11	12	1	49	19	5	6	0	30	13	17	11	2
19 山梨	413	178	68	91	5	342	70	25	22	0	117	88	34	55	1	178	47	48	81	49
20 長野	666	384	132	96	9	621	155	50	42	2	249	179	64	41	3	287	85	80	154	53
21 岐阜	129	72	25	22	1	120	35	14	13	0	62	27	7	8	1	43	15	9	25	9
22 静岡	623	314	120	123	17	574	96	40	55	2	193	162	64	48	5	279	102	78	152	49
23 愛知	553	206	107	175	4	492	101	55	89	1	246	73	40	64	0	177	69	60	102	15
24 三重	143	66	27	28	2	123	18	17	13	1	49	34	9	6	0	49	25	26	20	3
25 滋賀	57	28	15	14	0	57	10	9	9	0	28	15	5	4	0	24	5	9	14	1
26 京都	230	69	52	60	5	186	30	28	33	1	92	28	16	18	0	62	32	21	29	12
27 大阪	1,135	520	194	266	23	1,003	202	84	125	3	414	229	85	102	10	426	163	185	184	57
28 兵庫	393	118	50	168	15	351	44	20	92	4	160	53	23	42	5	123	68	64	48	11
29 奈良	119	42	19	35	6	102	18	8	17	1	44	19	6	13	1	39	19	12	23	4
30 和歌山	101	38	20	35	5	98	15	10	18	1	44	12	5	10	0	27	27	11	13	3
31 鳥取	46	14	10	19	3	46	4	8	10	1	23	8	1	3	0	12	11	7	4	1
32 島根	27	10	5	11	0	26	5	1	9	0	15	3	1	0	0	4	7	2	1	1
33 岡山	83	43	9	26	3	81	19	5	17	0	41	15	2	5	0	22	18	8	10	4
34 広島	181	60	44	60	4	168	21	18	28	0	67	35	19	19	1	74	27	30	41	3
35 山口	48	22	9	15	0	46	9	5	7	0	21	9	3	5	0	17	8	10	5	2
36 徳島	39	18	10	8	3	39	7	4	3	0	14	7	3	1	0	11	14	6	3	2
37 香川	85	39	17	19	1	76	14	12	12	0	38	15	4	4	1	24	14	10	13	1
38 愛媛	498	296	84	66	20	466	74	22	16	4	116	165	42	38	7	252	98	55	160	37
39 高知	30	7	5	13	2	27	2	4	11	1	18	4	1	0	0	5	4	0	1	4
40 福岡	315	125	50	118	10	303	48	27	53	2	130	48	16	50	4	118	55	53	54	11
41 佐賀	46	19	9	18	0	46	9	7	7	0	23	8	1	4	0	13	10	5	8	0
42 長崎	171	79	31	41	2	153	26	14	16	1	57	44	9	19	0	72	24	38	29	5
43 熊本	98	46	19	24	3	92	14	6	16	1	37	24	8	3	0	35	20	10	18	7
44 大分	146	68	31	34	2	135	32	9	15	2	58	30	19	18	0	67	10	31	30	6
45 宮崎	51	19	14	8	4	45	10	7	3	0	20	8	7	1	2	18	7	6	7	5
46 鹿児島	186	101	44	30	2	177	54	33	17	1	105	43	11	12	0	66	6	34	30	2
47 沖縄	73	31	10	22	3	66	12	2	8	1	23	18	7	12	1	38	5	24	13	1
全 国 計	22,255	10,241	3,918	4,614	415	19,188	3,230	1,270	1,547	81	6,128	5,588	2,192	2,503	153	10,436	2,624	4,150	4,746	1,540

〈参考1〉

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	3,230 (31%)	5,588 (55%)	1,423 (14%)	10,241 (100%)
役員	1,270 (32%)	2,192 (56%)	456 (12%)	3,918 (100%)
従業員	1,547 (34%)	2,503 (54%)	564 (12%)	4,614 (100%)
不明	81 (19%)	153 (37%)	181 (44%)	415 (100%)
計	6,128 (32%)	10,436 (54%)	2,624 (14%)	19,188 (100%)



(「事実と相違あり」と回答があつた方の記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	1,591 (28%)	3,055 (55%)	942 (17%)	5,588 (100%)
役員	955 (43%)	911 (42%)	326 (15%)	2,192 (100%)
従業員	1,535 (61%)	727 (29%)	241 (10%)	2,503 (100%)
不明	69 (45%)	53 (35%)	31 (20%)	153 (100%)
計	4,150 (40%)	4,746 (45%)	1,540 (15%)	10,436 (100%)



※ 一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正を行う。

平成20年9月18日
社会保険庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。
- ※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。
- ※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社会保険庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上で調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うこと
について公表したところです。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

各条件に該当する件数について

条件 ①	標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約 15 万 6 千件	3 条件すべてに該当 〔不適正な処理の可能性のある記録を的確に抽出〕
条件 ②	5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約 75 万 0 千件	約 6 万 9 千件 〔うち年金受給者分 約 2 万件〕
条件 ③	6 ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約 53 万 3 千件	

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

- 「条件①に該当するもの」(約 15 万 6 千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。
- 「条件②に該当するもの」(約 75 万 0 千件)については、例えば、毎年 7 月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が 5 等級

以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 「条件③に該当するもの」（約53万3千件）については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。
- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。

社会保険事務所段階における記録訂正について（標準報酬等の遡及訂正事案関係）

勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）については、以下により、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われる場合があります。

第1段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

①勤務していた事業所の全喪日以後に、標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われていること

※「標準報酬月額等の遡及訂正処理」とは、以下の（1）～（4）の処理のことをいいます。

- （1）遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている。
- （2）遡及して資格喪失日の記録が訂正されている。
- （3）遡及して資格喪失日の記録が入力されている。
- （4）全喪日の記録が資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、被保険者記録が取り消されている。

②以下のいずれかにより、ご本人の申立内容（給与実態、勤務実態）が確認できること

（ア）ご本人が保有している右の書類により確認	給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等
（イ）ご本人が（ア）の書類を保有していない場合に、社会保険事務所が右の記録等により確認	雇用保険受給資格者証情報 厚生年金基金の記録 所得関係情報（確定申告書の写し等） 等

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

2つの条件とともに該当

○上記の条件に該当しなくても、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。（→第2段階へ）

○ただし、（ア）事業主から当該遡及訂正についての説明を受け、それに同意していたことが確認できる場合、（イ）事業主からの届出が遅れたために保険者が職権で標準報酬月額を決定したが、事後的にこれが事実に即していないことが判明し、訂正したことが確認できる場合などについては、社会保険事務所段階での記録訂正を行うことができません。（その場合には、第三者委員会へ送付することとなります。）

第2段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

①次の3条件すべてに該当していること

- 標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われていること
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること

②社会保険事務所において以下の調査を実施

事業主等への調査

※事業主等に対して、遡及訂正処理が行われた当時の状況について確認を行います。

社会保険事務所の書類の調査

※滞納処分票や保険料の算定基礎届などの書類について調査します。

調査の結果、以下のA～Dのいずれかに該当すること

- A 滞納処分票に事実に反する訂正が行われたと推認される記述があること
- B 遡及訂正処理に伴い、随時改定又は定時決定による標準報酬月額の記録が取り消されていること
- C 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額（当該事業所の納めるべき保険料の減少額）と遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること
- D 遡及訂正処理が事実と相違する旨の当時の事業主等の証言があること

（注）B及びCについては、ご本人が勤務していた事業所の全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限ります。

2つの条件とともに該当

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

- （ア）上記の条件に該当しない場合、（イ）上記の条件に該当するがこれと相反するような証言がある場合、（ウ）証拠や証言の間に不整合がある場合などについては、第三者委員会へ送付することとなります。
- ただし、上記②の条件のいずれにも該当しない場合であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できる場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。
(→第3段階へ)

第3段階：特定された社会保険事務所職員、その上司及び同僚に対する調査を行い、その結果、当該遡及訂正処理が事実に反するものである旨の自認又は証言が得られた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われます。

平成20年12月25日
社会保険庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

社会保険庁においては、平成20年12月17日の年金記録確認中央第三者委員会の決定（別添1）を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 給与明細書その他により申立て内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立て人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合
2. 雇用保険の記録等により申立て期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - (1) 遠及して申立て人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - (2) 遠及して申立て人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - (3) 全喪日の記録が申立て人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立て人の被保険者記録が取り消されている場合

* 別添2「対象事案のイメージ図」参照

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ・ 申立て人が当該法人の役員であった場合
- ・ 上記1又は2のいずれにも該当しない場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実に即したものである可能性が確認できる場合
(例)
◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理

や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合

- ◇ 処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ・ 上記 1 又は 2 に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ・ 上記 1 又は 2 に該当するが、申立期間の中に上記 1 又は 2 に該当しない期間が含まれている場合
- ・ 上記 2 に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

なお、上記 1 又は 2 に該当することにより社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成 20 年 9 月 19 日付け府保険発第 0919001 号)に準じて対応する。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

平成 20 年 12 月 17 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年 12 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

（1）申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記（2）③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。

- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合
- ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

（2）申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

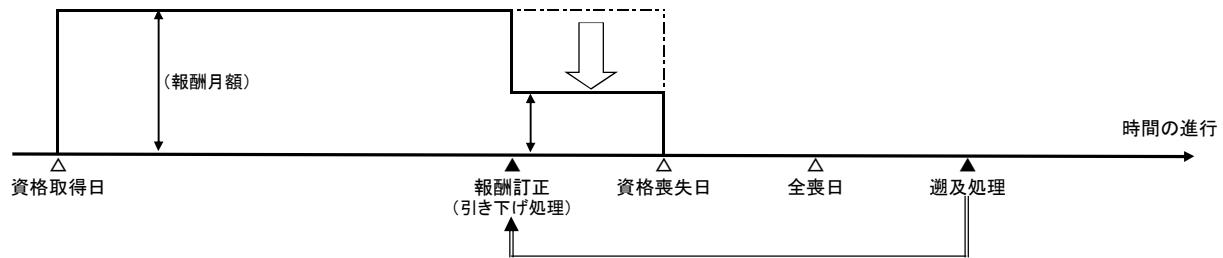
- ① 申立人が法人の役員である場合
- ② 上記（1）の①又は②のいずれにも該当しない場合
- ③ 上記（1）の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合

(例)

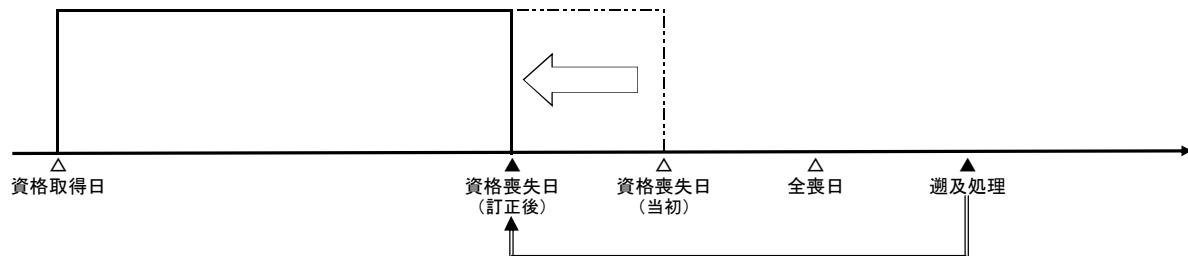
- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
 - ◇ 処理が事実に即したものであることを事業主等が主張している場合
 - ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記（1）の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑤ 上記（1）の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記（1）の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記（1）の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合
- （3）上記（1）により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け府保険発第0919001号）に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

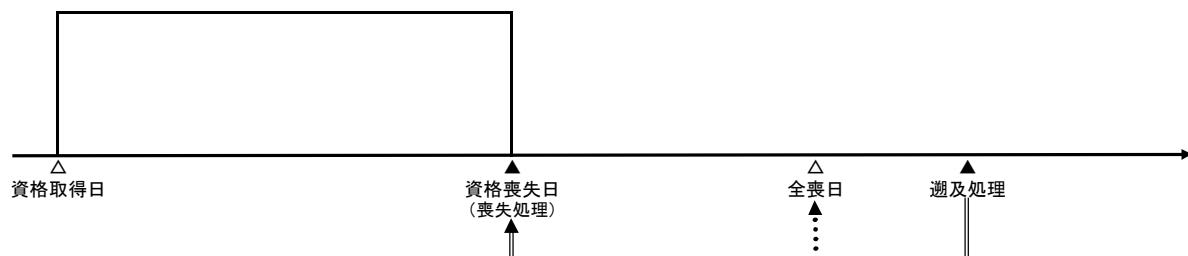
- 1 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合



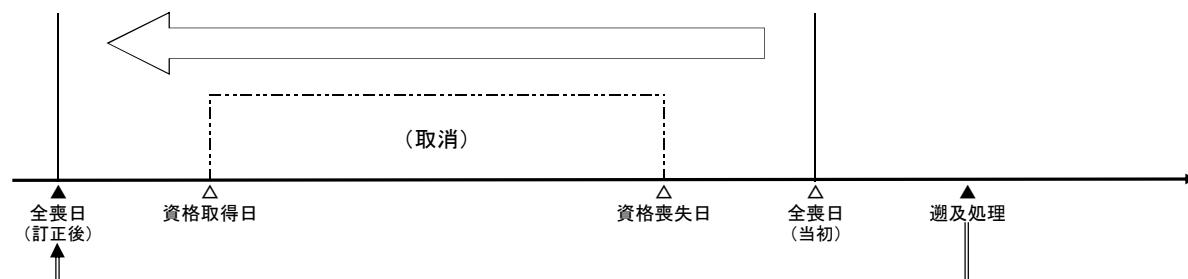
- 2 (1) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- 2 (2) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- 2 (3) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合



平成21年 5月 1日
社 会 保 険 庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について（戸別訪問の対象者等に係る取扱い）

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、昨年12月25日に発出した通知（以下「現通知」という。）により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところです。

社会保険庁においては、本年3月31日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実に反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」とこととされたこと等も踏まえ、戸別訪問（昨年10月16日から実施している年金受給者を対象とする約2万件の戸別訪問をいう。以下同じ。）の対象者等に係る年金記録の訂正について、これを更に促進し、当該対象者等の迅速な救済を図るため、今般、現通知における年金記録の訂正に係る基準に該当しない場合においても、下記により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととし、本日、社会保険事務局に通知を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行う対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件（※）のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者（以下「戸別訪問の対象者等」という。）とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2. 本通知により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととなる場合は、現通知による年金記録の訂正に係る基準に該当する場合のほか、以下のとおりである。

◇ 戸別訪問の対象者等に係る申立てであって、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当する場合であること。

- ① 滞納処分票に事実に反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。

- ② 選及訂正処理に伴い、隨時改定（月額変更）又は定時決定（保険者算定の可能性が考えられるものを除く。）による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

（注）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 選及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

（注1）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

（注2）「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

◇ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

（1）申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合

（2）上記①から④までのいずれにも該当しない場合

（3）上記①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合

（4）上記①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合

（5）上記①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

(6) 上記①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に現通知又は上記①から④までのいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合

(7) 上記①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実に反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

3. 現通知又は上記2のいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

なお、その場合にあっても、上記2(2)又は(6)に該当する場合（当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実に即したものである旨の証言がある場合を除く。）であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合や、事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記2(6)に該当する場合においては、現通知又は上記2のいずれによつても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実に反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実に反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実に反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

なお、本通知により社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け府保険発第0919001号）に準じて対応する。

平成21年7月1日
社会保険庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について

社会保険庁においては、昨年12月25日から、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、ご本人が保有されている給与明細書等や、雇用保険の記録等により、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の条件に該当する場合には、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたところです。

今般、本年6月26日までの当該記録訂正の状況等について、下記のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

記

1. 社会保険事務所段階における記録訂正の事案数（累計）

438件

* 438件の内訳は、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額の記録が訂正されていたものが417件、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていたものが29件（重複して該当するものが11件）、遡及して被保険者記録が取り消されていたものが3件です。

2. 約2万件の戸別訪問の対象事案の状況

* 社会保険事務所段階における記録訂正は、従業員であった方で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」と回答された方であることが前提となります。

→ このような方は、本年3月31日時点で、1,535件

① 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの（累計）

404件 (注1)

② 従業員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）

826件 (注2)

(注1) この404件は、上記1. の438件の内数となります（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を1件含む）。

(注2) 上記のほか、事業主又は役員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）：1,875件（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を3件含む）